

質問内容	回答
<p>仕様書7項(2)に「業務実施場所に非常時に通報可能な携帯用の送信機（無線非常通報装置等）を3個備えるとともに…」と記載されています。</p> <p>(1)備付の火災報知装置との兼ね合いから携帯用送受信機の銘柄指定はあるのでしょうか。</p> <p>(2)携帯用送受信機は既設の火災監視用自動警報装置に付随してついているものであると理解しています。受注した警備会社が携帯用送受信機を保持するということは、保守点検時に火災報知器の機能点検を含めるとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>(3)携帯用送受信機に通話機能は必須でしょうか。</p>	<p>非常時に通報可能な携帯用の送信機（無線非常通報装置等）は、既設の火災監視用自動警報装置に付随しているものではなく、受託者が委託者に貸与するものであり、銘柄指定はございません。また、無線非常通報装置等に通話機能は必須ではございません。</p>
<p>機械警備配管設備平面図に、ネットワークカメラ屋外用2機が記載されています。</p> <p>(1)このカメラは、部外者をモニター確認して施設内に入れる目的での設置でしょうか。</p> <p>(2)このカメラは、施設を出入する者を記録する目的での設置でしょうか。記録するのであれば何日位の記録を想定しているのでしょうか。</p>	<p>(1)について、施設利用者の安全確保等・防犯対策を目的として設置しております。なお、ネットワークカメラで記録した映像を受託者に提供する予定はございません。</p> <p>(2)について、設置の目的については(1)のとおりです。記録日数については、防犯上の観点から回答を控えさせていただきます。</p>
<p>仕様書17項に「セキュリティ用操作キーを、28個作成し、…」と記載されていますが、委託者による特別仕様のセキュリティカード作成との意味なのでしょうか、又は単純にセキュリティカード又はタグを28個との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>セキュリティ用操作キーは、仕様書6-(1)に記載されている「当該機器のスイッチの入切」を行うためのものであり、委託者による特別仕様のセキュリティカード作成との意味ではございません。</p>
<p>本件「入札説明書」に「4. 入札参加資格 (9) 告示日を起点とした過去2年間において、本市又は他の官公庁が発注する機械警備業務の履行実績があること。」とありますが、現時点で、機械警備業務契約中の施設がある場合、これを履行実績とすることは可能でしょうか。あるいは、契約期間満了後の施設のみを履行実績とするのでしょうか。</p>	<p>現時点で契約中の機械警備業務についても履行実績とすることが可能です。</p>